

審 査 基 準

令和7年3月5日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第5条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110内線3031)
備 考 :